



# 広報・広聴・議会・選挙

## 広報・広聴

### 市からのお知らせ

#### 広報かぬま

毎月1回25日に、自治会を通して全世帯に配布しています。

また、市役所案内、各コミュニティセンター、市内コンビニエンスストア・市内スーパーにも備えつけてあります。

#### 市政の記録

市の主な行事や催しものを写真で記録保存し、また市勢要覧などを作成し市の概要を保存しています。

また、公共公益な利用には、写真などの貸出もしています。

#### 鹿沼市ホームページ

市民のみなさんの暮らしに関するさまざまな情報、イベントや施設の案内など、パソコンやスマートフォンから、いろいろな情報がとれます。また、窓口などで必要な書類もダウンロードできます。ホームページ二次元コード



▶ お問い合わせ 秘書課広報広聴係(☎63-2128)

### 市への要望

#### 市長への意見要望

市民のみなさんの声を市長がお聴きするため、市ホームページの入力フォームまたは、電子メールで受け付けています。また手紙も受け付けています。

電子メール sichou@city.kanuma.lg.jp

#### 市長とお茶べり・かぬま“夢”談議

市民のみなさんに市政を理解していただくために、市長が直接、市政や市の計画を説明します。率直な意見をお聴きし、施策に反映させていきます。

▶ お問い合わせ 秘書課秘書係(☎63-2131)

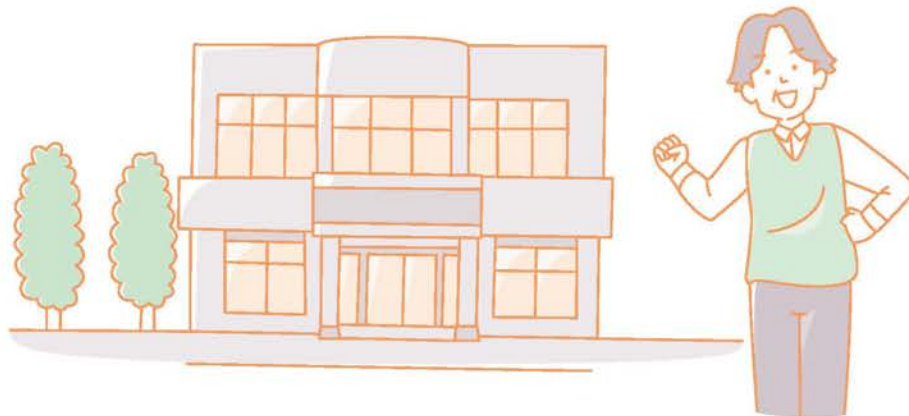
#### 施設見学会

市民のみなさんに、市政への理解を深めていただくために、市の施設を案内します。

#### 市政相談

市で行っている仕事についての苦情、要望、意見をお聴きします。

▶ お問い合わせ 秘書課広報広聴係(☎63-2128)



# 議会・選挙

## 議会

### 市議会

市民から選ばれた24人の議員で構成され、市政一般質問では、市民の声を代表して議員が質問を行います。また、市長が提案した予算や条例、その他重要な案件を審議し議決します。

#### 開催時期

年4回(3・6・9・12月)開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

### 議会を傍聴したいときは

本会議、議員全員協議会および各種委員会は傍聴することができます。傍聴席入口で傍聴人受付簿に住所・氏名などを記入し傍聴してください。

### 請願・陳情をするときは

文書で件名・要旨とその理由、提出年月日・住所を書き、署名または記名・押印して議会開催の9日前までに議長あてに提出してください。請願の場合は、市議会議員の紹介が必要です。紹介がない場合は陳情となりますが、取り扱いは同じです。

※要旨、理由は簡潔に記入してください。

※道路・水路は、場所を明示するための略図を付けてください。

※持参により提出する場合、免許証やマイナンバーカード等により本人確認を行います。

### 詳しい情報は議会ホームページへ

会議の日程や議会の動画・会議録など、議会に関する情報を更新しています。

▶ お問い合わせ 議会事務局(☎63-2202)

## 選挙

### 選挙権

国会議員の選挙の場合には、満18歳以上の日本国民であること。都道府県知事または議員の選挙の場合には、国会議員の選挙の要件に加え、引き続き3か月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所を有していること(引き続き3か月以上その都道府県の同一市区町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続きその都道府県の区域に住所を有する人を含む)。市区町村長または議員の選挙の場合には、国会議員の選挙の要件に加え、引き続き3か月以上その市区町村に住所を有していることが要件となります。

### 選挙人名簿

その市区町村において選挙権を有する選挙人を登録する名簿で、選挙人の氏名、住所、生年月日などが記載され、投票区ごとに編纂されています。毎年3・6・9・12月と選挙時に登録します。

### 投票日当日の投票所での投票

投票日に自分の投票区の投票所で行う投票です。投票所入場券をご持参ください。投票所入場券は、2名連記式になっていますので、自分の氏名が記載された投票所入場券を切り取り、持参してください。

### 期日前投票

投票日に仕事などの理由で、投票所に行くことができない見込みの人が、投票日の前にする投票です。投票所入場券を持参してください。入場券内の期日前投票宣誓書(兼請求書)の記入が必要ですが、書類は期日前投票所に備え付けられていますので、入場券がなくても投票できます。

### その他の投票方法

不在者投票・代理投票・点字投票などがあります。

### 在外投票

外国にいても国政選挙(衆議院議員の選挙および、参議院議員の選挙)および最高裁判所裁判官国民審査に参加できます。

#### 在外選挙人名簿

登録するには、申請が必要です。申請方法は、出国時申請または在外公館申請があります。

出国時申請は、満18歳以上の日本国民で、国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が対象です。

在外公館申請は、満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上、住所を管轄する領事官(大使や総領事)の管轄区域内に住所を有する人が対象です。

#### 投票の方法

在外公館投票、郵便等投票、帰国投票の方法があります。

▶ お問い合わせ 選挙管理委員会事務局(☎63-2154)

